

放課後児童健全育成事業者 各位

うるま市長 中村 正人  
( 公 印 省 略 )

### 学童クラブにおける家庭保育の協力依頼について

日頃より、本市の保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
県内の新型コロナウイルス感染者が急増している状況を受け、令和3年5月21日に沖縄県に対して緊急事態宣言（期間：5月23日から6月20日まで）が発出される予定です。  
学童クラブにおける感染拡大のリスクを回避するために、緊急事態宣言が発出された場合の対応等について、下記のとおりとしましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 家庭保育のお願い

**緊急事態宣言が発令されている間（5月23日から6月20日まで）、家庭保育が可能な世帯においては、家庭保育の協力をお願いします。**

- ①あくまでも「家庭保育の協力」となっていることから、期間中、**保護者が学童クラブの利用を希望する場合には、その利用を拒むことはできません。**その点を踏まえて対応をお願いします。
- ②**今回の家庭保育にご協力いただいた期間の利用料については、減免の対象となりません。**保護者の皆様へはお子様への感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、可能な範囲内でご協力いただくよう対応をお願いします。

##### 2. 感染拡大防止策について

- ①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、利用を控えるよう対応をお願いします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。
- ②学童クラブにおいても手洗い・うがい等を児童と一緒に徹底して、感染予防に努めるようお願いします。

##### 3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

- ①児童が感染者の濃厚接触と特定された場合、その児童は2週間程度の利用自粛を要請します。
- ②児童または学童クラブ職員等の感染が確認された場合、その施設は「臨時休業」とします。休業期間は、保健所等の指示に従い判断します。
- ③「臨時休業」が決定した場合は、学童クラブから保護者へ通知してください。

##### 4. 感染者等への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症であり、感染経路不明の患者も増加しています。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

##### 5. その他

緊急事態宣言の期間が変更となった場合は、改めてご連絡いたします。

お問い合わせ先

うるま市こども部こども未来課  
電話：989-5313